

東近江市立認定こども園給食調理業務プロポーザル実施要領

1 目的

これまで東近江市立認定こども園における給食調理は、直営での調理体制により運営してきたところである。しかしながら、近年の社会情勢の変化に対応して行政改革を推進する中、合理化の必要性が指摘される一方で、給食の質の低下を招くことのないよう十分な配慮が求められている。限られた財源を有効に活用し、今後においても質の高い給食を安定的に提供する調理体制を長期的に維持するため、衛生管理、食物アレルギー対応食の調理、児童の発育段階、健康状態等に応じた食への配慮等、きめ細かな対応が可能な受託予定者をプロポーザル方式により選定する。

2 業務概要

- (1) 業務名 東近江市立認定こども園給食調理業務
- (2) 委託場所 東近江市立中野むくのき幼児園（東近江市東中野町4番7号）
東近江市立あかね幼児園（東近江市三津屋町12番地）
- (3) 業務内容 東近江市立認定こども園給食調理業務仕様書（別紙）のとおり
- (4) 業務期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間とする。
ただし、契約締結日から令和5年3月31日までの間は、業務委託の準備期間とする。
なお、準備期間の委託料の支払は生じないものとする。
- (5) 見積限度額 債務負担行為限度額 1億2,024万円（令和4年度0円、令和5年度4,064万8,000円、令和6年度3,979万6,000円、令和7年度3,979万6,000円）（消費税及び地方消費税を含む。）※この金額は、契約額や予定価格を示すものではなく、委託業務の規模を示すものであることに留意すること。

3 参加資格者の条件等

プロポーザルに参加できる者は、公募開始の日を基準日として次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

- (1) 法人格を有する者であること。
- (2) 保育所及び認定こども園の給食に関する法令、食品及び公衆衛生に関する法令その他の関係法令及びこれらに基づく通知並びに労働基準、労働安全等労働関係法令を遵守できること。
- (3) 業務に必要な専門的能力のある従事者を有するとともに、経営基盤が安定して

おり、本委託業務を仕様書に基づき確実に遂行できること。

(4) 保育所及び認定こども園給食において、平成30年以後に給食調理業務受託経験が3年以上あること又は現在、給食調理業務を受託中であり、受託期間が1年以上を経過していること。

(5) 東近江市入札参加資格者名簿に登録されていること。

なお、現在登録されていない者は、参加表明書（兼参加資格審査申請書）提出時に「4 名簿に登録されていない者の参加」に掲げる書類を併せて提出すること。

(6) 製造物責任（PL）法（平成6年法律第85号）に基づく製造物責任その他の製造物の欠陥による製造業者等の損害賠償の責任に係る生産物賠償責任保険又は食品衛生協会加入者による食品賠償共済に加入していること。

(7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定による東近江市の入札参加資格基準による入札参加の資格制限に該当しないこと。

(8) 会社法（平成17年法律第86号）の規定による清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた場合は、この限りでない。

(9) 過去3年以内において、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定による営業の停止の処分を受ける等の食中毒その他の食品に係る事故を起こしたことがない者。ただし、当該処分後の対応、改善策に関する書面等により、適正な食品衛生対応の確認ができる場合を除く。

(10) 東近江市建設工事等入札参加停止及び指名停止基準（平成20年東近江市告示第253号）又は東近江市物品関係入札参加停止及び指名停止基準（平成26年東近江市告示第137号）の規定による入札参加停止又は指名停止を受けていないこと。

(11) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者ではないこと。

(12) 契約締結時点で(1)から(11)までの要件を満たす代行保証人を確保し、又は代行保証制度に加入すること。

4 名簿に登録されていない者の参加

3の(5)に掲げる名簿に登録されていない者は、次に掲げる書類を企画提案書類

と併せて提出すること。

- (1) 履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）
- (2) 直近年度の国税（法人税並びに消費税及び地方消費税）、都道府県税（事業税、都道府県民税及び自動車税）及び市町村税（法人市町村民税、固定資産税及び軽自動車税）全ての納税証明書（未納がないことが確認できるもの）
- (3) 暴力団等の排除に係る誓約書（様式第3号）

5 応募に関する留意事項

(1) 実施要領等の承諾

応募事業者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用の負担

応募に関して必要な費用は、応募事業者の負担とする。

(3) 使用言語及び単位

応募に関して使用する言語は日本語とし、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとし、通貨単位は円とする。

(4) 著作権

応募事業者から実施要領等に基づき提出される書類の著作権は、書類の作成者に帰属する。ただし、発注者は当該事業選定に限り、実施要領等に基づき提出される書類の内容を無償で使用するができるものとする。

(5) 書類の提出

提出された書類については、変更できないものとし、また、理由のいかんにかかわらず返却しないものとする。

(6) 資料の取扱い

発注者が提出する資料は、応募に係る検討資料とし、それ以外の目的で使用することを禁止する。また、この検討の範囲内であっても、発注者の承諾を得ることなく、第三者にこれを使用させ、又は内容を提示することを禁止する。

(7) 応募の無効に関する事項

ア 参加申請書提出時から優先交渉権の決定までに、応募事業者が不渡手形又は不渡小切手を出した場合

イ 一の応募事業者が複数の提案を行った場合

ウ 同一事項に対し、2通り以上の書類が提出された場合

エ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

オ 虚偽の内容が記載されている場合

カ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

キ 著しく信義に反する行為があった場合

(8) その他

ア 発注者が提示する資料及び回答書は、本実施要領と一体のものとし、同等の効力を有するものとする。

イ 本実施要領に定めるもののほか、応募に当たって必要な事項が生じた場合には、応募事業者に通知を行う。

ウ 提出期限後における提出書類の差替え及び再提出は認めない。

6 応募手続

事業実施のスケジュールは、以下のとおりとする。ただし、受付等は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除くものとする。

実施要領等の公表及び配布	令和4年9月7日（水）
参加表明書（兼参加資格審査申請書）及び施設見学会参加申込書の提出期限	令和4年9月20日（火）
参加資格確認結果の通知	令和4年9月21日（水）
施設見学会	令和4年9月26日（月）
企画提案書類に関する質問の受付期限	令和4年9月29日（木）
企画提案書類に関する質問に対する回答	令和4年10月4日（火）
企画提案書類の提出期限	令和4年10月11日（火）
プレゼンテーション及びヒアリング審査	令和4年10月14日（金）
審査結果の通知	令和4年11月上旬
契約締結	令和4年11月下旬
業務開始準備期間	契約締結日から令和5年3月31日（金）まで
業務開始	令和5年4月1日（土）

(1) 応募書類等の公表及び配布

実施要領等の公表及び配布を本市ホームページにおいて次のとおり行う。

ア 公表及び配布期間

令和4年9月7日（水）から同年4年10月11日（火）まで

イ 公表及び配布資料

本業務に関する実施要領等の資料は、次のとおり本市ホームページで公開する。

(ア) 実施要領

(イ) 仕様書

(ウ) 実施要領関係様式集（様式第1から6号まで）

(エ) 企画提案書等様式集（様式第7から13号まで）

(オ) 東近江市認定こども園等給食衛生管理マニュアル

(カ) 東近江市保育所等食物アレルギー対応マニュアル

(2) 参加表明書（兼参加資格審査申請書）の提出

応募事業者は、次により提出すること。

ア 提出期限及び提出方法

令和4年9月20日（火）午後5時まで

郵送で期限までに必着のこと。

本市が受領した事実の証明が可能な書留（簡易書留でも可）の郵送とすること。

なお、いかなる理由においても提出期限後の提出は受け付けない。

イ 提出先

〒527-8527 東近江市八日市緑町10番5号

東近江市こども未来部幼児課

ウ 提出書類

(ア) 参加表明書（兼参加資格審査申請書）（様式第1号） 1部

(イ) 様式第1号記載の添付書類 各1部

エ 当該業務プロポーザルに参加を希望する者のうち、東近江市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、参加表明書（兼参加資格審査申請書）提出時に「4名簿に登録されていない者の参加」に掲げる書類を併せて提出すること。

なお、参加資格については本プロポーザルのみ有効とする。

オ 参加表明書を提出した後、提案を辞退する場合は、企画提案書等の提出期限までに参加辞退届（様式第6号）を提出すること。

(3) 参加資格確認結果の通知

応募事業者に対し、参加資格の確認の結果をプロポーザル参加資格確認結果通知書により通知する。

ア 通知日 令和4年9月21日（水）

イ 通知方法 書面

(4) プロポーザル企画提案書類提出要請書の通知

参加資格を満たしている者に対し、プロポーザル企画提案書類提出要請書により通知する。

ア 通知日 令和4年9月21日（水）

イ 通知方法 書面

(5) 質問の受付

ア 受付期限

令和4年9月29日（木）午後5時まで

イ 提出先

東近江市こども未来部幼児課

E-mail youji@city.higashiomi.lg.jp

ウ 提出方法

質問書（様式第4号）に内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出する。

※メールタイトルを「東近江市立認定こども園給食調理業務プロポ質問書(会社名)」とすること。メールの受信確認のため担当課まで電話をすること。

(6) 質問に対する回答

ア 回答方法

質問への回答は、本市ホームページにて公開する。

なお、電話、口頭等の個別対応はしないものとする。また、無用な混乱を招くことが危惧されるときは、質問に回答しないことがある。

イ 回答日

令和4年10月4日（火）

(7) 企画提案書類の提出

ア 提出期限

令和4年10月11日（火）午後5時まで

イ 提出先

〒527-8527 東近江市八日市緑町10番5号

東近江市こども未来部幼児課

ウ 提出書類

提案書類提出書（様式第7号）

企画提案書及び提案価格書

エ 提出部数

企画提案書 正本1部及び副本8部

提案価格書 1部

オ 作成要領

- (ア) 企画提案書は、「企画提案書等様式集」を利用し作成すること。
- (イ) 規格はA4版、縦型、横書き、左閉じで作成すること。
- (ウ) 企画提案書の副本については、社名、会社のロゴ等を標示しないこと（特定できる部分があれば、黒塗りにすること。）。
- (エ) 各様式は、2ページ以内の範囲内にて、評価項目について記載すること。
- (オ) 書類は、正確かつ簡素な内容とし、提出が求められていない資料を添付することがないように留意すること。
- (カ) 提案価格書における価格の内容は、企画提案書等と同一のものとし、仕様書に基づき作成すること。

なお、提案価格書の様式は問わない。

カ 提出方法

持参又は郵送で提出期限までに必着のこと。

なお、持参する場合は、月曜日から金曜日まで（祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。また、郵送する場合は、本市が受領した事実の証明が可能な書留（簡易書留でも可）とすること。

なお、いかなる理由においても提出期限後の提出は受け付けない。

(8) 資格審査に関する結果の通知

審査の結果については、文書にて通知する。

(9) 参加辞退届

参加表明書の提出後に辞退する場合は、参加辞退届（様式第6号）を提出すること。

7 施設見学会

(1) 日時及び集合場所

令和4年9月26日（月） ※時間は別途通知

東近江市立中野むくのき幼稚園（東近江市東中野町4番7号）

東近江市立あかね幼稚園（東近江市三津屋町12番地）

(2) 留意事項

ア 本実施要領6(2)の参加表明書の提出がない事業者は、施設見学会に参加できない。

イ 施設見学を希望する場合は、本実施要領6(2)の参加表明書とともに、令和4年9月20日（火）午後5時までに施設見学会参加申込書（様式第5号）により

幼児課宛に申し込むこと。

ウ 参加人数は、1事業者に2名までとする。

エ 施設見学会の参加の有無は、審査の対象としない。

オ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、変更又は中止とする場合がある。

8 資格審査及び提案の選考

(1) 選定委員会の設置

東近江市立認定こども園給食調理業務事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議を行い、総合的に最も優れた事業者の選定を行う。

(2) 審査方法

ア 選定方法

公募型企画提案方式（プロポーザル方式）により選定する。

イ 応募事業者資格の確認審査

発注者は、応募資格の確認審査を参加資格審査申請書類により実施し、この実施要領に記載している応募事業者の備えるべき要件を満たしていることを確認する。

なお、資格不備の場合には失格とする。

ウ プレゼンテーション及びヒアリング審査

提出された提案書に基づき、1事業者ずつプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行う。ただし、提案者が4者を超える場合は業務実績等による書類審査を行い、プレゼンテーションの対象とする応募者をあらかじめ選定できるものとする。

(ア) 日 時 令和4年10月14日（金） ※時間は別途通知

(イ) 場 所 別途通知

(ウ) 時 間 プレゼンテーション（20分以内）とヒアリングを含めて30分程度

(エ) 出席者 3名まで

(オ) 準備物 パソコン等を使用する場合は、各自準備すること。

（プロジェクター及びスクリーンは発注者において準備する。）

準備及び撤収は、審査前後の10分間の休憩時間に行うこと。

(カ) プレゼンテーションを行う順番については、提案書類の受付順とする。

(キ) 応募事業者のプレゼンテーションは、提出された企画提案書によるものとし、追加の提案資料等は認めない。

エ 評価基準

評価項目	評価の着眼点	配分
1 認定こども園給食に対する基本的な考え方	・認定こども園給食の意義や役割	15%
2 業務実施体制	・人員配置体制 ・欠員が生じた場合の人員確保	15%
3 衛生管理・危機管理	・衛生管理に関する対応及び事故防止対策 ・給食提供が行えない場合の対応及び連絡体制 ・事故発生時の対応及び連絡体制 ・災害発生時の施設への協力体制	20%
4 教育・研修体制	・従業員の人材育成、巡回指導体制	15%
5 食物アレルギー・離乳食・配慮食への対応	・食物アレルギー等の対応、事故予防対策 ・食物アレルギーに関する教育及び研修	15%
6 独自性	・食育についての考え方、取組 ・食育に対する取組姿勢、行事等への協力体制 ・児童への関わり、施設職員等との連携 ・その他のアピールポイント	20%

(3) 評価審査

ア 審査は、審査委員会において、企画提案書等応募書類、プレゼンテーション及び質疑応答の内容を総合的に評価し審査する。

イ 別に定める審査表に基づき各審査委員が採点を行い、審査委員別にプロポーザル参加者ごとの合計点を比較し、第1位に3点、第2位に2点、第3位に1点、第4位以下に0点の順位点を付与する。ただし、同順位のプロポーザル参加者が複数ある場合は、当該順位及びその下位に当たる空位の順位点の合計を当該同順位となったプロポーザル参加者の数で除して得られる点数を付与する。

ウ プロポーザル参加者ごとの順位点の合計を比較し、高い点の者から順位を付す。ただし、順位点の合計が同点の場合は見積額が少ない者を高い順位とする。

エ 最も順位の高い者を最優秀提案者として選定する。

オ 応募者が1者の場合であっても、審査委員会は行うものとし、審査の結果、提案内容が仕様を満たしていると認められた場合には、その応募者を契約候補者として選定する。

(4) 優先交渉権者の決定

発注者は、選定委員会の審査結果を踏まえて、優先交渉権を決定する。

なお、優先交渉権者との契約が不調となった場合には、次点者と交渉を行う。

(5) 審査結果の通知及び公表

審査結果については、応募事業者全員に書面にて通知し、ヒアリング審査後の審査結果については、市ホームページに公表する。

なお、審査方法、審査内容及び審査結果に対する異議は認めない。

(6) 委託金額の決定

本プロポーザルにより選定した事業者を相手方として、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。

9 連絡先及び提出先

〒527-8527 東近江市八日市緑町10番5号

東近江市こども未来部幼児課 担当 谷口

電 話 0748-24-5647

F A X 0748-23-7501

メール youji@city.higashiomi.lg.jp